

求職者支援訓練における令和8年度第3四半期 (令和8年10月～12月)開講コースの認定申請に係る設定枠のお知らせ

岐阜労働局における令和8年度岐阜県地域職業訓練実施計画により、岐阜県における令和8年度第3四半期(令和8年10月～12月)開講コースの認定申請に係る設定枠については、下記のとおりとなりますので申請をお願いいたします。

記

1. 設定枠及び実施地域

(単位：名)

種 別		第3四半期(10月～12月)	実施地域等
基礎コース		70	
		20	岐阜・中濃地域
		20	西濃地域
		15	東濃地域
		15	飛騨地域
実践コース		149	
05	介護福祉分野	15	全県枠
04	医療事務分野	15	
02 11	デジタル系分野	49	
	その他の成長分野	50	
	eラーニング・フルオンライン	20	

※1 新規参入枠については、基礎コース21人、実践コース65人となります。

※2 「デジタル系分野」は、訓練分野番号の「02IT分野」に、「11デザイン分野」のうちWebデザイン系コースを加えたものとなります。

(1) 定員

1コースの定員数は10～30名とします。

(2) 設定方法

(イ) 月ごとの設定は行わず、全て四半期ベースでの設定とします。

(ロ) 基礎コースは地域ごとに設定します。

(ハ) 実践コースは重点分野を上記表のとおりとし、全県枠とします。

(3) 各設定枠において、同一月、同一分野、同一ハローワーク管轄の訓練コースは1コースのみの認定とします。

(4) 同一実施施設から同一分野の通常訓練は、各四半期ごと1コースのみとします。

(5) 県内の各地域(岐阜・中濃、西濃、東濃、飛騨)で四半期ごとに1コース以上のコースが設定できるように優先します。

(6) 認定単位期間で余剰定員が発生した訓練分野の定員については、同一認定単位期間内で、基礎コースと実践コース(通所コース)の間の振替及び実践コース(通所コース)の他分野へ振替を可能とします。

(7) 認定コースの定員数が少なかった場合の繰越分及び中止となった訓練コースの繰越分については、基礎コースと実践コース(通所コース)間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とします。

(8) 1実施機関が申請できる「eラーニングコース」は1コースまでとします。

- (9) 実践コースのうち、eラーニングコース及び通所を伴わないオンラインコース(フルオンラインコース)については、第3四半期までは他の認定枠との振替は行わずeラーニング・フルオンライン枠内での認定とします。第4四半期に限り、eラーニング・フルオンライン枠とそれ以外の認定枠の余剰分について振替を可能とします。

2. 認定申請書の受付期間

令和8年6月4日(木)～令和8年6月17日(水)

受付時間は、各日とも9時～16時となります。(12時～13時を除く)

3. 認定予定日

令和8年7月31日(金)

4. 訓練開始日

令和8年10月1日(木)～令和8年12月28日(月)

※ 雇用保険の手続きのため、原則、ハローワーク閉庁日翌日を選んで訓練開始日の設定をお願いいたします。